

## 外国法学説の影響

七戸, 克彦  
慶應義塾大学法学部 : 助教授

<http://hdl.handle.net/2324/6295>

---

出版情報 : 法律時報. 70 (7), pp.13-22, 1998-06. NIPPON HYORONSHA  
バージョン :  
権利関係 :



# 外国法学説の影響

七戸克彦

## 一 東京大学「梅博士記念図書」

梅謙次郎の法理論に影響を与えた外国法学説は何か。この問いに答えるためには、梅旧蔵の洋書を探索するのが一つの方法であろう。梅の死去（明治四三年八月二十五日）の翌明治四四年一月一四日に開かれた「故梅博士記念資金に関する報告会」における若槻礼次郎の報告によれば、梅旧蔵書のうち「千百四十冊を東京帝国大学に、二千二百六冊を法政大学に、五百十冊を松江図書館に寄附」したとされる。そこで、東京大学に、右「梅博士記念図書」に関する目録等の存在につき調査をお願いしたところ、同大学総合図書館情報サービス課参考調査掛松家久美・杉田いづみ両氏より、以下のよう

な回答を頂戴した。すなわち、①東大の当時の受入図書に関する目録——法学部研究室受入図書目録（図書受入簿等）あるいは総合図書館図書受入原簿——は、関東大震災により焼失したため現存していない。②また、梅旧蔵書に関する特別の目録は作成されていないようである。③しかしながら、「東京帝国大学附属図書館増加図書月報」の洋書の部《Monthly bulletin of books added to the Imperial University Library of Tokyo》から、梅旧蔵書と思しき書籍がある程度割り出すことは可能である、というものである。

右調査依頼をお受けいただいた東京大学総合図書館のご厚意に感謝するとともに、調査に当たられた松家・杉田両氏の洞察に敬意を表したい。

さて、そうなるに残る作業は、上記

《Monthly bulletin》の記載と実際の蔵本との現物対比<sup>3)</sup>、および、梅旧蔵の洋書を所蔵する他の施設等の探索であるが、しかし、この点は筆者の能力の到底及ぶところではない。したがって、右の点に関しては今後の研究を待つこととし、本稿では、さしあたり右《Monthly bulletin》を基礎に考察を進めることにしたい。

## 二 梅の著作における文献引用

梅に影響を及ぼした外国法理論を解明するためのいま一つのアプローチとしては、梅の著作における外国法文献の引用を検討する、という方法があり得よう。とはいえ、梅の著作のすべてを網羅することもまた、筆者の能力の到底及ぶところではないから、以下では、さしあたり

近時復刻された六種の著作（『民法原理』『民法総則（自第一章至第三章）』『民法要義』『最近判例批評』『法典質疑録』『法典質疑問答』）につき、筆者が覚書代わりに作成した「人名索引」および「引用文献一覧」を掲げておくことにする。

1 『民法原理』における文献引用  
本稿では、『民法原理総則編巻之一』（和仏法律学校・明法堂、明治三六年）・『民法原理総則編巻之二』（和仏法律学校・明法堂、明治三七年）（復刻版・信山社復刻叢書法律学篇16、平成三年）、『民法原理債権総則』（和仏法律学校、明治三五年全部完結）（復刻版・信山社復刻叢書法律学篇17、平成四年）を使用した。同書に關していえば、以下の如き外国人法学者の名前を認めうるが（数字は頁数を示す。以下同様）、しかし、これら法学者の著書・論文名等に関する記載

は存在しない。

- 【1-1】「ボア(ワ)ツソナード」…………… 374、379、380、392、406、債12、13、22、24、42、79、80、81、82、84、345、442、443、444、454、460、613、668、749、757、841、843
- 【1-2】「ヂュムラエン」…………… 総18
- 【1-3】「イヘリング」…………… 総18
- 【1-4】「ボチエー」…………… 総18
- 【1-5】「サヴェニー」…………… 総18
- 【1-6】「ヴェンドシャイド」…………… 債239

## 2 『民法総則(自第一章至第三章)』における文献引用

本稿で使用したのは、『民法総則(自第一章至第三章)』(法政大学、明治三十七年度講義録・刊年不明)(復刻版・信山社復刻叢書、平成二年)である。同書に關しては、以下の法学者の名前が認められる。

- 【2-1】「ボワツソナード」…………… 176、294、412
- 【2-2】「ブルンチュリー」…………… 351、380
- 【2-3】「ブルンナー」…………… 124
- 【2-4】「デルンブルヒ」…………… 308、309
- 【2-5】「フキヒテ」…………… 6
- 【2-6】「フイエー」…………… 5
- 【2-7】「フキツチング」…………… 180
- 【2-8】「グナイスト」…………… 132
- 【2-9】「グロシユース」…………… 15
- 【2-10】「ヘーゲル」…………… 9、10、24、46
- 【2-11】「イヘリング」…………… 132
- 【2-12】「カント」…………… 5、215、219
- 【2-13】「ロエスレル」…………… 176
- 【2-14】「ロガエン」…………… 59、60、62、65、181
- 【2-15】「サヴェニー」…………… 10、109、125

- 【2-16】「スチープン」…………… 303
- 【2-17】「タレール」…………… 174
- 【2-18】「チボー」…………… 109、110、125
- 【2-19】「ヴェンドシャイド」…………… 132、218、308、309

一方、文献引用に關しては、日本語文献——それも梅自身の論文の引用が一個所認められるのみで、洋語文献の参照は見当たらない。

## 3 『民法要義』における文献引用

本稿で参照したのは、その最後の版の復刻、すなわち、『訂正増補民法要義卷之一総則編』(法政大学・中外出版社・有斐閣、訂正増補三三版・明治四四年(訂正増補)の初版は明治三八年)・『訂正増補民法要義卷之二物権編』(法政大学・中外出版社・有斐閣、訂正増補改版三三版・明治四四年(訂正増補改版)の初版は明治四一年)・『訂正増補民法要義卷之三債権編』(法政大学・有斐閣、訂正増補三三版・大正元年(訂正増補)の初版は明治三二年)・『民法要義卷之四親族編』(法政大学・中外出版社・有斐閣、明治四五年、初版は明治三二年)・『民法要義卷之五相続編』(法政大学・有斐閣、大正二年、初版は明治三三年)(復刻版・有斐閣、昭和五九年)である。周知の如く、同書においては、基

本的な法律用語にはラテン語・フランス語・ドイツ語の原文が併記される等の特徴が認められるが、しかしながら、これらの記述が何れの学者の何れの著作に基づくものなのかは、まったく明らかにならない。筆者が警見した限りでは、同書に登場する外国人法学者はボワツソナードのみで、それも全五巻中わずか三個所認められるに過ぎない。

## 『ボワツソナード』

一方、引用文献に關しても、①同書の旧版の参照のほかには、②改訂時期の最も遅い『卷之二物権編』において、梅自身の論文・判例評釈の引用が認められる点が注目される程度で、③その他の文献としては、わずかに一個所『民事慣例類集』の参照を見出すに過ぎず、洋語文献の引用は存在しない。右日本語文献②・③の内訳は、以下のとおり。

- 【3-1】梅「相続三因ル物權ノ移轉ニ対スル民一七七条ノ適用」志林九卷三三号(明治四〇年)……………『卷之二』16
- 【3-2】梅「民法第百七十七條ノ適用範圍ヲ論ズ」志林九卷四号(明治四〇年)……………『卷之二』17
- 【3-3】梅「民一七七、一七八等二所謂『第三者』ノ意義」志林五〇号(明治三六年)……………『卷之二』19
- 【3-4】梅「共有ノ性質ヲ有スル入會權トハ地盤方共有ニ屬スルモノヲ謂フ」志林八卷三三号(明治三九年)……………『卷之二』22
- 【3-5】梅「再ビ共有ノ性質ヲ有スル入會權ヲ論ズ」志林一〇卷五号(明治四一年)……………『卷之二』222
- 【3-6】梅「根抵当ヲ論ズ」志林二三号(明治三四年)……………『卷之二』501
- 【3-7】梅「民法八十七條第二項ノ適用」志林三六号(明治三五年)……………『卷之二』512
- 【3-8】梅「建物ヲ目的ト爲セル抵当權ト置建具及造作」志林三八号(明治三五年)……………『卷之二』512
- 【3-9】梅「不動産ノ從タル動産ノ抵当權ノ目的タルコトヲ得」志林一〇卷一号(明治四一年)……………『卷之二』512
- 【3-10】梅「民法第三百七十四條ハ遲延利息ニモ適用スヘキモノナルヤ否ヤ」志林一二号(明治三三年)……………『卷之二』522
- 【3-11】『民事慣例類集』(版不明)……………『卷之三』637

以上に対して、梅が「法学志林」に執筆した判例批評をまとめた『最近判例批評』(正編、明治三九年、統編・明治四二年、補遺・明治四二—四三年)(合冊復刻補遺・新青出版、平成七年)においては、具体的な論文名・頁数を明記した形での引用がなされている。著者・文献名等に關しては誤植が多いため、上記『Monthly bulletin』により補うことこれを挙示すれば、以下のとおりである(※)は『Monthly bulletin』に記載の

## 4 『最近判例批評』における文献引用

以上に対して、梅が「法学志林」に執筆した判例批評をまとめた『最近判例批評』(正編、明治三九年、統編・明治四二年、補遺・明治四二—四三年)(合冊復刻補遺・新青出版、平成七年)においては、具体的な論文名・頁数を明記した形での引用がなされている。著者・文献名等に關しては誤植が多いため、上記『Monthly bulletin』により補うことこれを挙示すれば、以下のとおりである(※)は『Monthly bulletin』に記載の

- 【3-1】梅「再ビ共有ノ性質ヲ有スル入會權ヲ論ズ」志林一〇卷五号(明治四一年)……………『卷之二』222
- 【3-2】梅「根抵当ヲ論ズ」志林二三号(明治三四年)……………『卷之二』501
- 【3-3】梅「民法八十七條第二項ノ適用」志林三六号(明治三五年)……………『卷之二』512
- 【3-4】梅「建物ヲ目的ト爲セル抵当權ト置建具及造作」志林三八号(明治三五年)……………『卷之二』512
- 【3-5】梅「不動産ノ從タル動産ノ抵当權ノ目的タルコトヲ得」志林一〇卷一号(明治四一年)……………『卷之二』512
- 【3-6】梅「民法第三百七十四條ハ遲延利息ニモ適用スヘキモノナルヤ否ヤ」志林一二号(明治三三年)……………『卷之二』522
- 【3-7】『民事慣例類集』(版不明)……………『卷之三』637

なるもの。( )は復刻版の題名。

(1) 外国文籍

㊤ 民法 (ロー民法)

【4-1-1】 ACCARIAS (Caiixte), *Préts de droit romain. Contenant avec l'exposé des principes généraux le texte, la traduction et l'explication des institutes de Justinien*, 3e éd., Paris, 1882, 2 vol. .... 民法 (法)

【4-1-2】 AUBRY (Charles) et RAU (Charles Frédéric), *Cours de droit civil français d'après la méthode de ZACHARIA, 4e éd.*, Paris, 1869-1883, 8 vol. .... 民法 (法)

【4-1-3】 BAUDRY-LACANTINIERE (G.), *Précis de droit civil, contenant dans une première partie l'exposé des principes et dans une deuxième les questions de détail et les controverses*, 7e éd., Paris, 1899-1900, 3 vol. .... 民法 (法)

*tique de Code civil. Continuée depuis article 980 par COLMER de SANTERRE (E.)*, 1<sup>re</sup>-2<sup>e</sup> éd., Paris, 1881-1905, 9 vol. .... 民法 (法)

【4-1-4】 HUC (Théophile), *Commentaire théorique et pratique du Code civil*, Paris, 1892-1903, 15 vol. .... 民法 (法)

㊦ 刑法

【4-1-5】 CHAUFRON (Albert), *Les assurances. Leur passé, leur présent, leur avenir. Etudes théoriques et pratiques*, Paris, 1884-1886, 2 vol. .... 民法 (法)

【4-1-6】 LYON-CAEN (Charles), *Traité de droit commercial*, Paris. .... 民法 (法)

【4-1-7】 LYON-CAEN (Charles) et RENAUT (Louis), *Traité de droit commercial*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, 1889-1891, 8 vol. .... 民法 (法)

㊧ 行政法

【4-1-8】 HAIRIOT (Maurice), *Précis de droit administratif et de droit public général*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, 1897. .... 民法 (法)

【4-1-9】 *Motiv zu dem Entwurfe eines bürgerlichen Gesetzbuches für das deutsche Reich, Amtliche Ausgabe*, 2. Aufl., Berlin, 1896, 5 Bde. .... 民法 (法)

【4-1-10】 REATZ (S.), *Die zweite Lesung des Entwurfs eines bürgerlichen Gesetzbuchs für das deutsche Reich, unter Gegenüberstellung der ersten Lesung, im Auftrage des Vorstandes des Deutschen Anwaltvereins dargestellt*, Berlin, 1894-1896, 2 Bde. .... 民法 (法)

【4-1-11】 (\* ) CROWE (Carl), *System des Deutschen Bürgerlichen Rechts*, Tübingen, 1900-1912, 5. Bde. .... 民法 (法)

【4-1-12】 DERNBURG (Heinrich), *Lehrbuch des preussischen Privatrechts und der Privatrechtsnormen des Reichs*, (3-) 4. Aufl., Halle a. S., 1882-1884, 3 Bde. .... 民法 (法)

【4-1-13】 DERNBURG (Heinrich), *Pandekten*, 3. Aufl., Berlin, 1892, 3 Bde. .... 民法 (法)

【4-1-14】 DERNBURG (Heinrich), *Das bürgerliche Recht des deutschen Reichs und Preussens*, (1-) 2. Aufl., Halle a. S., 1899-1905, 5 Bde. .... 民法 (法)

【4-1-15】 PLANCK (Gottlieb), *Bürgerliches Gesetzbuch nebst Einführungsgesetz*, erläutert von PLANCK in Verbindung mit ACHILLES (Alexander) und ANDRÉ (F.), 1-2. Aufl., Berlin, 1898-1902, 7 Bde. .... 民法 (法)

㊨ 民法

【4-1-16】 BORCHADT (S.), *Allgemeine deutsche Wechselordnung, Text-Ausg. mit Anm.*, 5. Aufl. bearb. von LITTHAUER (F.), Berlin u. Leipzig, 1886. .... 民法 (法)

【4-1-17】 COSACK (Comrad), *Lehrbuch des Handelsrechts*, 6. Aufl., Stuttgart, 1903. .... 民法 (法)

【4-1-18】 (\* ) ENDMANN (Wilhelm), *Handbuch des deutschen Handels-See- und Wechselrechts*, Leipzig, 1881-, 5 Bde. .... 民法 (法)

【4-1-19】 (\* ) GROWE (Carl), *System des Deutschen Bürgerlichen Rechts*, Tübingen, 1900-1912, 5. Bde. .... 民法 (法)

【4-1-20】 MAKOWER (H.), *Das allgemeine deutsche Handelsgesetz mit Kommentar*, 11. Aufl., Berlin, 1893. .... 民法 (法)

【4-1-21】 MAKOWER (H.), *Handelsgesetzbuch mit Kommentar*, Bd. 1, Teil 1 (Buch 1 u. 2), Teil 2 (Buch 3); Bd. 2 (Buch 4); Bd. 3, Neu bearb. von MAKOWER (F.), 12. Aufl., Berlin, 1900-1904, 5 Bde. .... 民法 (法)

【4-1-22】 ROSSLER (Hermann), *Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan, mit Kommentar*, Tokio, 1884, 3 Bde. .... 民法 (法)

【4-1-23】 STRAUB (Hermann), *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, 6. (u. 7.) Aufl., Berlin, 1900, 2 Bde. .... 民法 (法)

㊩ 行政法

【4-1-24】 (\* ) BORNHAK (Comrad), *Preussisches Staatsrecht*, Freiburg, 1888-1902, .... 民法 (法)

3 Bde. ....正88(98)

【4-27】LABART (Paul), *Das Staatsrecht des deutschen Reiches*, 3. Aufl., Freiburg i. B. und Leipzig, 1895, 2 Bde. ...正88(98)

【4-28】MAYER (Otto), *Deutsches Verwaltungsverfahren*, Systematisches Handbuch der deutsche Rechtswissenschaft Abt. 6, Leipzig, 1895. ....統57(98)

【4-29】MEYER (Georg), *Lehrbuch des deutschen Staatsrechtes*, 5. Aufl., Leipzig, 1899. ....正88(98)

【4-30】MEYER (Georg), *Lehrbuch des deutschen Verwaltungsverfahrens*, 2. Aufl., Leipzig. ....統57(98)

⑥ 民事訴訟法・強制執行法・破産法

【4-31】(\*) *Entwurf des Zwangsversteigerungsgesetzes*. ....正88(98)

【4-32】(\*) *Motiv des Zwangsversteigerungsgesetzes*. ....正88(98)

【4-33】JAEGER (Ernst), *Kommentar zur Konkursordnung und den Einführungsgesetzen, mit einem Anhang*, 2. Aufl., Berlin, 1904. ....統57(98)

⑦ 正統(98)統88(98)

【4-34】SINDOW (R.) u. BUSCH (L.), *Civilprozessordnung mit Gerichtsverfassungsgesetz und den Einführungsgesetzen, unter besonderer Berücksichtigung der*

.....正統(98)統88(98)

*Entscheidungen des Reichsgerichts*, 9. Aufl., Berlin, 1901. ....統88(98)

【4-35】WOLFF (Th.), *Das Reichsgesetz über die Zwangsversteigerung und Zwangsverwaltung nebst dem Einführungsgesetz vom 24. März 1897*, Berlin, 1899. ....正88(98)

5 『法典質疑録』における文献引用

他方、梅を会長として明治三十二年二月に発足した『法典質疑会』の機関誌『法定質疑録』中、複製のなされている第一号(明治三十九年)―第三十六号(明治三十四年)の合冊本―法典質疑会発行『法典質疑録巻之一(一一―一二号)・巻之二(一三―一四号)』・『巻之三(一五―一六号)』(明法堂 合冊本刊年不明、複製

版・宗文館書店 平成元年)――に關して「外」は、『質疑解答』部分での梅担当所には、外国法学者・文献の挙示は認められない。しかしながら、『論説』部分においては、梅「我新民法ト外国ノ民法」法典質疑録八号(明治三十九年)六六

九頁に、

【5-1】「プルンチュリー」.....98  
【5-2】「ボジジック」(Bogisic).....98  
【5-3】「ローラン」.....98

の名が認められ、また、梅「他人ノ物ノ売買ヲ論ス」法典質疑録二〇号(明治三三年)一一九頁には、

【5-4】「ホアンナー」.....98

【5-5】「ローラン」.....122

の名が見いだされる。

これに対して、『法学志林』一号(明治三十二年)―一〇三号(一〇卷)号、明治四一年)に掲載された「解疑」及び『法典質疑録』を収めた『法典質疑録(上・中・下巻)』(法政大学・巖松堂 明治四一年)および、同一二卷六号までの掲載分を収録した『統法典質疑録』(法政大学・巖松堂 明治四四年)(複製版・信山社『日本立法資料全集別巻23―26』(平成五年)の梅執筆部分には、以下の文献引用が認められる。

(1) 仏語文献

(a) 民法

【5-11】LYON-CAEN et RENAULT, *Traité de droit commercial*, 2<sup>e</sup> éd. (= [4-112]) .....下7, 統88

(2) 独語文献

(a) 民法

【5-11】DENNBURG, *Das bürgerliche Recht*. (= [4-110]) .....統88

⑧ 民法

【5-12】COSACK, *Lehrbuch des Handelsrechts*, 6. Aufl. (= [4-111]) .....下7  
【5-13】STAUß, *Kommentar zum Handelsrecht*, 6. u. 7. Aufl. (= [4-115]) .....統88

6 『法典質疑問答』における文献引用

一方、『法典質疑問答(第一編―第九編)』(中外出版社・有斐閣 明治三九年)(複製版・信山社『日本立法資料全集別巻37―45』(平成六年)中、梅の担当した法典解説においても、文献名・頁数の具体的挙示が認められる。

(1) 仏語文献

(a) 民法

【5-11】ACCARIAS, *Precis de droit romain*, 3<sup>e</sup> éd. (= [4-111]) .....四編98  
【5-12】APPERTON (Charles-Louis), *Résumé du cours de droit romain*, Paris & Lyon, 1884, 2 vol. (in 1). .....四編98

【5-13】BAUDRY-LACANTINIERE (G.), *Precis de droit civil*, 8<sup>e</sup> éd., tome 1, Paris, 1902. ....四編98

(b) 民法

【5-14】(\*) LYON-CAEN, *Traité de droit commercial*. (= [4-110]) .....五編98  
【5-15】LYON-CAEN et RENAULT, *Traité de droit commercial*, 2<sup>e</sup> éd. (= [4-111]) .....五編98

(2) 独語文献

(a) 民法

【5-11】DENNBURG, *Das bürgerliche Recht*. (= [4-110]) .....四編98  
【5-12】FLANCK, *Bürgerliches Gesetzbuch*. (= [4-111]) .....四編98

(b) 民法

【5-13】(\*) EISENMANN, *Handbuch des deutschen Handelsrechts*. (= [4-112]) .....五編98

.....五編98

### 三 若干の考察

以上の外国民法学者と梅の関係につき、論すべき点は頗る多い。しかしながら、本稿でそれらを詳論する紙幅は与えられていないので、以下では、そのうちのいくつかの点についてのみ、簡単な解説を加えるに留める。

#### 1 ポワソナード

まず、ポワソナードについて。ここでは、さしあたり次の二点を指摘しておくきたい。

その第一は、梅がポワソナード旧民法の立場を説明する際に使用している文献である。ポワソナード草案に関しては、①一八八〇（明治一三）年—一八八二（明治一五）年刊行の財産編に関する三巻本、②一八八二（明治一五）年—一八八九（明治二二）年刊行の五巻本（その財産編部分（第一—二巻）の第二版であることから、右五巻本全体を指して「プロジェクト第二版」と呼ばれることがある。【4-15】）、③一八九〇（明治二三）年—一八九一（明治二四）年刊行の四巻本（「プロジェクト新版」【4-16】）の三種の注釈書が刊行されているが、梅が主に使用しているのは、このうちの③プロジェクト

新版である。この点は、立法沿革的考察を行う際に、留意されなければならぬ。従来の研究は、一般に、①プロジェクト第二版を基点に置き、これに関する法律取調委員会等の審議等から旧民法の立場・特徴を（いわば客観的に）確定したうえで、その現行民法への承継の有無を検討する、という手法をとる。だが、②プロジェクト第二版あるいは旧民法と③プロジェクト新版とは、時として相違しているのだから、少なくとも現行民法それ自体の起草経緯との関係では、③プロジェクト新版も参照する必要が生じてくる。

第二に、①今日の大方の理解によれば、梅の法思想・民法解釈論あるいは立法における比較法的手法は、ポワソナードの影響を強く受けているとされる。さらに、梅に関する卓越した研究者でもある野島幹郎弁護士は、②梅は司法省法学時代にポワソナードの講義を受けていたとし、また、③梅がその学位論文『和解論 (De la transaction, 1889)』において「ポワソナードのフランス時代の好敵手」と評されるアカリアスの論文 (Accarias, *Étude sur la transaction en droit romain et en droit français, 1883*) を批判している点を捉えて「ポワソナードの敵討ち」と評価し、梅を端的に「ポワソナードの弟子」として位置づ

けようとする。このうち、②の点に関していえば、「アペール氏ト私ハ師匠ト弟子ノ関係デアリマス」と明言する梅とて、ポワソナードの講義をまったく聴かなかつたとは考えにくい。ただ、これを明らかにする資料は現在のところ発見されていない。一方、③の点に関していえば、上記「二」で示したように、梅のローマ法引用は、アカリアス（4-141）【6-141】とアブルトン（6-142）【6-141】とアブルトン（6-142）に依拠している。このうちアブルトンは、梅がリヨン大学留学時代にローマ法を受講した、まさに師弟の関係にある。しかし、もし仮に梅が学問的公正さを忘れて「敵討ち」に走るような人物であれば、アカリアスその他のポワソナードのライヴァルたち（後述）の著作を積極的に引用するのは不自然である。他方において、ポワソナードの引用箇所（1-1）【2-1】【3-1】【4-15】【4-16】【5-4】は、その多くがポワソナード説ないし旧民法への批判である。すでに法典論争の時代から、同じ断行派のなかにあっても、ポワソナードの直接の薫陶を受けた者たちがポワソナード説を無批判に受容していたのに対して、梅はポワソナード旧民法の長所・短所を冷静・客観的に分析していた。かかる梅の客観・公平な学問的姿勢からすれば（そして、それ

は富井政章も讀るところの梅の美德であった）、『和解論』におけるアカリアス批判もまた、当時の通説的見解に対して純粋に学問的な見地から反論を加えたという理解するのが——少なくともこの点に関する資料が発見されていない現在においては——穏当な推測のように思われる。そして、①の点に関していえば、以下に述べる如く、梅の法律学は、ポワソナードに留まらず、フランス法・ドイツ法・スイス法等の諸学説を——上記客観的判斷に基づき——広く受容して形成されたものと解される。以上を要するに、私見は、梅をポワソナードの弟子としてその下位に置くよりは、むしろポワソナードを超えた、ポワソナードと対等ないしそれ以上の——あるいは文字通りポワソナードの次の時代の——学者として位置づけたい。もっとも、かかる私見は、ポワソナードと梅の関係を疎遠なものとして理解することではない。ポワソナードのフランス帰国後から最晩年（彼の死去は梅の死去の二ヶ月前（明治四三年六月二十七日）のことであった）にかけての日本法関係の著作には、①「現行法上鉄道会社、鉱山会社其他不動産会社ノ株主タル外国人ノ権能並ニ外国人ニ対スル土地所有ノ禁ヲ撤スル利益ニ付テ」（明治三六年）②韓国刑法草案に関する評論

〔明治三八年〕<sup>⑧</sup>があるが、このうちの①の翻訳を行ったのは、梅である。

## 2 フランス法

梅がリヨン大学に在籍した明治一九(一八八六)―明治二二(一八八九)年当時のフランスは、学説史的に言えば、註釈学派(Ecole exégétique)末期の時代にあたり、私法ではラベ(Labbé)、ビュフノワール(Buffonier)、ブダン(Budant)、公法ではオーリウ(Hauriou)といった、判例評釈派(arétistes)が登場した時期である。上記「二」掲記の引用文献のうち、最も使用頻度の高いボードリーラカンティヌリ〔4・仏3〕〔6・仏3〕は、ユック〔4・仏8〕と並び、この時代の代表的な著作と目されるものであり、また、引用のなかには、ブタン〔4・仏4〕、オーリウ〔4・仏13〕ら判例評釈派の名も見出される。これに対して、今日我々が一般に参照するところの、それ以前の註釈学派最盛期の学説(デュラントン(DURANTON)、トロロン(TROLONG)、ドモロンブ(DEMOLAMBRE)等の引用はない<sup>⑨</sup>)。なお、オーブリロー第四版〔4・仏2〕は、分類上は註釈学派最盛期の著作とされているが、その体系・手法は上記伝統的学説とは一線を画するし、ドマンントの註釈書〔4・仏8〕も、

コルメ・ド・サンテールによる改訂版が使用されている。さらに、右註釈学派に続く次の時代―ジェニー(Gény)、サレイユ(Sarilius)ら科学学派(Ecole scientifique)―の学説に関しても、上記梅「法律の解釈」論文〔2・日1〕は、かのジェニーの《Méthode d'interprétation et sources en droit privé positif. Essai critique, Paris, 1899》

に触発されたものであり、そこにはサレイユ執筆の同書序文の引用も認められる<sup>⑩</sup>。要するに、梅は、常に当時のフランス法学説の最先端を参照している。もつとも、たとえば梅の『最近判例批評』に対する上記判例評釈派の影響関係や、あるいは、彼の比較法的手法とサレイユのドイツ民法草案研究等との関連については、筆者の手元にある資料では判断できない。大方のご教示を乞いたい。

なお、付言すれば、以上に述べた法学者のうち、コルメ・ド・サンテールは、ボワソナードと親しかったパリ大学法学部長であるが、ラベ、ビュフノワール、ブダン、ユックらは、一八五六年の教授資格試験(agrégation)におけるボワソナードのライヴァルであり(結果は、合格者九名中、一位ビュフノワール、二位ラベ、七位ブダン)に対して、ボワソナードは一三位不合格<sup>⑪</sup>、また、梅の最も引

用するボードリーラカンティヌリは、一八六四年のアグレガシオンでの競争者である(合格者八名中、ボードリーラカンティヌリが三位であったのに対して、ボワソナードは八位最下位合格<sup>⑫</sup>)。

一方、商法学説において引用が目立つのは、リヨナーカン〔4・仏10〕〔4・仏11〕〔5・仏1〕〔6・仏4〕〔6・仏5〕とタレル〔4・仏12〕である。リヨン大学留学時代に商法を受講したタレルを評して、梅は、『氏は『アルザース』州に生まれ善く独仏両語に通じ常に両国の書籍を涉猟して兼ねて英書を読み亦其梗概を知れり其説の汎通にして偏倚せざる亦宜なりと謂ふべし』と激賞する。タレル

には『Des faillites en droit comparé, avec une étude sur le règlement en droit international, Paris, 1887, 2 vol.』の著書もあるが、上記梅の評価は、梅自身の比較法的手法をも彷彿とさせて興味深い。さらに、上記梅「法律の解釈」論文〔2・日1〕には、「現今の巴里法科大学商法教授タレル氏が職を里昂大学に奉ぜし頃予に語りし所に拠れば……」との言で始まる箇所があり、また、上記「二」に掲げた『民法総則(自第一章至第三章)』での引用〔2・17〕も、「此傾向(『民法の商化』傾向)ハ余程著シイノデ、或商法学者、即チ今

仏蘭西ノ巴里ノ大学ノ商法ノ教授ヲシテ居ル『タレル』ト云フ人ナゾハ常ニサウ云フ……』と切り出すものであり、ボワソナードに関する冷静な語り口と異なり、梅がタレルを語るときの口振りは、ある種の親近感が漂う。他方、文献引用回数の上でタレルを上回るリヨナーカンにしても、梅は、その比較法研究を絶賛している<sup>⑬</sup>。

## 3 ドイツ法

一般にフランス法学者と位置づけられている梅であるが、上記資料における引用文献を単純に比較した限りでは、ドイツ法学説の引用がフランス法学説のそれを上回る。

なかでも目立つのは、デルンブルクの引用である〔2・4〕〔4・独4〕〔4・独5〕〔4・独6〕(『5・独1』〔6・独1])。梅のベルリン大学留学当時(明治二二(一八八九)年―明治二三(一八九〇)年)、デルンブルクは、ペルニース(Pernice)、エック(Eck)とともに、ローマ法を担当していたが、梅はエックの講義を受講しており、デルンブルクとの個人的な接点は、少なくとも筆者の手持の資料からは見出せない<sup>⑭</sup>。ただ、当時の日本人留学生のドイツ留学先としてはベルリン大学が多く、そのなかにはデルンブルクの講義を受講者も多数いたよ

うである。また、当時、ヴィントシャイト (Windscheid) (1-6) (2-19) に続くパンデクテン教科書はデルンブルク (4-独5) と目されており、(東京) 帝国大学においては、梅が法科大学長当時の明治三〇年より、右デルンブルクのパンデクテンが正課とされ、さらに、デルンブルクの著書のうち、(4-独5) および(4-独6) に関しては、東京専門学校(早稲田大学) から訳書が出版されている。そして、このうちの(4-独6) の訳書には、梅の序文があり、同序文において、梅は、「デルンブルクの」大著としては前に普徧西私法論 (Lehrbuch des Preussischen Privatrechts) (4-独4) あり、中ごろ羅馬法学説彙纂 (Pandekten) (4-独5) あり、終りに民法論 (Das bürgerliche Recht) (4-独6) がある。何れも有数の良書であつて、余は多年此三書を参考して居る」と語る。一方、商法につき梅が多用するエンデマン (4-独10) (6-独3) に関しても、東京専門学校から訳書が出版されており、梅はそこでも序文を執筆している。

の「法律史」を受講している。このうちのコーラーは、一時東大が招聘を試みた万能の法学者であり、その後も東大との間に密接な交流のあつた人物であるが、梅個人に対する直接の影響関係は、筆者の手元にある資料からは明らかにならない。これに対して、穂積陳重の師でもあるブルンナーに関しては、『民法総則(自第一章至第三章)』のなかに、次のような記述が認められる(2-3)。話題は、立法の仕方に関する統一法典主義と個別立法主義——①「例へば民法二属スル事項デモ『民法』ト云フヤウナ範圍ノ広イ法典』を作るべきか、②「或ハ売買ニ関スル単行法ヲ作ル、或ハ貸借ニ関スル単行法ヲ作ル、或ハ能力ニ関スル単行法ヲ作ルト云フ風ニシタ方ガ宜シイ」か——というものであるが、梅は、「此学派(②説)ニ属スル学者デ名高イ人ノ一人、即独逸法律史ノ大家タル『ブルンナー』ナドト云フ人ハ頻ニサウ云フ説明ヲ唱ヘテ日本デモサウ云フ風ニヤツテ貰ヒタイナドト云フ希望ヲ述ヘタコトガアル」と述懐する。梅の説明するところのブルンナーの主張は、おそらくドイツ民法制定時における彼の統一法典反対意見を指すものであろう。そして、梅は、ブルンナーに、日本民法典の制定方針についても示唆を求めたに違いない。ブル

ンナーの「希望」は、これに答えたものであろう。ドイツ法学が梅に与えた影響は、従来考えられてきたよりも遙かに大きいように思われる。

#### 4 スイス法

梅謙次郎研究の第一人者である岡孝教授は、現行民法典起草の際「ドイツの陰に隠れていたスイス法が実は意外にもよく検討・参照されている」旨を指摘される。もっとも、ここで岡教授の例示される民法六三五条但書は、穂積陳重の起草当部分である。そこで、梅とスイス法の関係につき若干付言するならば、それも当時のわが国においては、スイス法が参照されやすい素地ができていた。というのは、すでに明治五年には、ブルンチュリ (Brunschwig) の《Allgemeines Saurrecht》が加藤弘之によって訳出されているからである(『国法汎論』(文部省刊)。なお、明治二年には司法省から平田東助訳が刊行されている)。周知のように、ブルンチュリはチュエリヒ民法(一八五三—一八五五年公布)の起草者であり、「この法典は一九世紀中最善の立法事業の一つとされている。それはスイス固有法と近代一般私法との結合に成功したもので」「隣接する諸州に継受され」「オイゲン・フーバー (Eugen Huber) の起草した一九〇七年のスイス民法に大

きな影響を与えた」。これを前提に、梅に目を転ずると、上記『民法総則(自第一章至第三章)』に認められるブルンチュリの引用(2-2)は、①権利能力の初期に関する比較法的説明中「瑞西ノ連邦ノ中デ『チュエリヒ』即チ最モ重モナル州ノ一ツデ民法ニ付テハ有名ナ『ブルンチュリー』ガ起草シテ其儘行ハレタ所ノ民法ガ存シテ居ル国」というもの、および、②失踪宣告に関する比較法的説明中「瑞西『ツエリヒ』ノ民法、即チ『ブルンチュリー』ノ起草シタル民法」というものであり、また、上記「我新民法ト外国ノ民法」論文における引用(5-1)は「『ツエリヒ』民法ハ素ト有名ナル『ブルンチュリー』ノ起草ニ係リ」というものである。もっとも、梅のスイス法への関心は、ブルンチュリのみによ來するものではないようであり、同じ『民法総則(自第一章至第三章)』において、梅は、ロガン (Rooun) の見解を積極的に援用している(2-14) (なお、『Monthly bulletin』中には、Rooun (Ernest), *Traité de droit civil comparé*, Paris, 1904-1912, 7 vol. が認められる)。さらに、鶴沢聡明は、東大在学中(明治二八—三二年。これはまさに現行民法の編纂時期に当たる)、梅から「スイスに留学したならば良からう、



スイスなら独、英、仏三国の学問に親しむ機会があると思うからと勧めて下さった事があるのです」と述懐している。

ちなみに、穂積陳重は、『法律進化論』のなかにおいて、「立法進化」の最終到達点(「オメガ」)を「アメリカ」「スウイス」等の民衆政体の国に求め、他方、富井政章は、ブリデル(Brieler)〔前ジュネーブ法科大学長。明治三十三年一〇月より大正二年三月二三日の死去まで東大のフランス法・ドイツ法を担当〕の招聘を推薦した。穂積・富井・梅の三人は、ともすればその相違点のみが強調され、いわば対立する二極ないし三極の図式として定型化される傾向にあった。

たとえば、法典論争における断行派(梅)と延期派(穂積・富井)、法思想における自然法学(梅)と歴史法学(穂積)ないし法実証主義(富井)、比較法における仏法(梅)・英法(穂積)・独法(富井)、というように。しかしながら、実際の三人の位置は、そのような形で図式化された両極よりも中間寄りの場所にある、それ故、三人の法理論は、むしろ共通する一まとまりの学説群として、彼ら以前の法学説(ボワソナードやその「弟子」たちの見解)、あるいは、後続する彼ら三人の弟子たちの法学説(牧野英一の自由法論や川名兼四郎・石坂音四

郎・鳩山秀夫らの概念法学)と対置させるのが妥当なのかもしれない。ともあれ、ともにリヨン大学あるいはベルリン大学に学び、東大(あるいは法政大)という同じ職場・研究環境にあつて、現行民法起草を共同担当した、ほぼ同年代の三人の同僚たちの法理論は、従来理解されているよりは、遙かに近接したものであるように見える。

(1) 法協三〇巻一号(明治四五年)一七五頁。また、教授会会議録を基に作成された『東京大学百年史(部局史・一)』(東京大学出版会、昭和六一年)一四〇頁には、明治四四年二月「故梅博士記念図書は各研究室に分置」とある。

(2) まず、上記「月報」から判断するに、和書受入の形跡はない。この点は、「梅博士記念資金」の当初の計画——「故博士の蔵書を購入し外国語法律書は帝国大学図書館に日本語法律書は法政大学に其他の雑書は故博士の郷里なる松江図書館に寄贈する事」(雑報)故法学博士梅謙次郎教授追悼式「法協二八巻二一号(明治四三年)二二二頁)——と平仄が合う。次に、『Monthly bulletin』各号の「V. LAW」の項を順次眺めてゆくと、『No. 55 (Mar., 2, Tasho (1913))』、『No. 56 (Apr., 2, Tasho (1913))』、『No. 59 (Jul., 2, Tasho (1913))』における寄贈書の数が、通常時よりも遙かに多いことが知られる(『No. 55』九九タイトル、『No. 56』八一タイトル、『No. 59』四八タイトル)。このことから、松家・杉田両氏は、この時期の『Monthly Bulletin』の記載中

に「梅博士記念図書」が含まれているものと推測され、右『Monthly Bulletin』の記載を手掛かりに、「V. LAW」以外の分野も含めて、配置先が「法科研究室」となっている寄贈書を調査すべきことを推奨された(当時より寄贈書には寄贈印が押印され寄贈者名が記載されてゐるもの)。後述「二梅の著作における文献引用」に掲げた資料との合致度から考えて、両氏の推測はおそらく正しいであろう。

(3) 「梅博士記念図書」購入の際に遺族から東京帝国大学に寄贈された梅の法典起草原稿等は、上記図書受入簿等と同様、関東大震災で焼失している。岡孝「江戸恵子「梅謙次郎著書及び論文目録」志林八二巻三・四号(昭和六〇年)一四〇頁。したがって、「梅博士記念図書」に関しても、同様に被災・焼失した可能性もあり得る。

(4) 金山直樹法政大学教授の「教示によれば、法政大学図書館には、「梅氏」蔵書」および「和民法」律学校「図書印」の角印のある BAUDRY-LACANTINIERE, *Précis de droit civil*, 3<sup>e</sup> ed., 1888-1889, 3 vol. が所蔵されているという。他方、次注(5)で見ると、『Monthly bulletin』の記載中には、同書第六版・第七版・第八版が認められる。梅は、古い版については、和民法律学校(明治三六年より法政大学)等に逐次寄贈していったのであろうか。

(5) 右個所に関しては版の記載なし。なお、上記『Monthly bulletin』には、『4-113』の他に「これより前の版(=『4-113』 BAUDRY-LACANTINIERE (G.), *Précis de droit civil*, Suppl. au tome I, Paris, 1888)」、および、後の版(=後掲『9-113』)が認められる(『No. 55, p. 13』)。

(6) 右個所に関しては版の記載なし。

(7) 引用には「LON-CAN, *Traité de droit commercial*, 2<sup>e</sup> ed.」とだけある。なお、同書におけるルノーの執筆部分は四巻以降のようであるが(現物未見)、梅の引用箇所は第二巻部分である。

(8) 引用には「Wolff, *Kommentar zu den Nebengesetzen. Das Zwangsversteigerungsgesetz.*」とある。

(9) 引用には「LON-CAN, *Traité de droit commercial*, 2<sup>e</sup> ed.」とだけある(前掲注(7)に同じ)。

(10) たとえば、民法主査会議事速記録に掲げられた原案九〇条(現行八九条)、「梅の起草担当部分」の理由」中にあるのは「説明書終版一巻三〇四節」とあるのは「法典調査会民法主査会議事速記録」法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書13』(商事法務研究会、昭和六三年)六二四頁、おそらく③プロジェクトを指すものであろう。では、法典調査会における原案二一九条(現行二一七条)に関する起草担当者富井政章の説明(「草案ノ二百四十条註解ニ照シテ考ヘテ見マス」)。「法典調査会民法議事速記録一(第一回)第二十六回」法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書1』(商事法務研究会、昭和五八年)一四一頁)にいう「註解」についてはどうか。あるいは、原案一八七条(現行一八七条)に関する起草担当者穂積陳重の言(「既成法典ノ起草者ノ説明杯ヲ調ベテ見ルトほあそなど氏ノ説イテ居ル所杯ガ何ウモ充分判明致シ兼ねマス」)。前掲・六三八頁)についてはどうか。さらに、梅が起草担当した原案二二五条(現行二二二条)の説明(「之

ハ草案ノ説明等ニアリマスルガ如クニ。前掲・八一八頁)や、原案二七条(現行二二六条)の説明(「最初ノ草案二八……書イテアツクノデ其註釈二八」。前掲・九三三頁)についてはどうか。

(11) たとえば、シンポジウム「梅博士の人物と学問」梅謙次郎博士顕彰記念誌編集委員会編「わが民法の父梅謙次郎博士顕彰碑建立の記録」(平成四年)一六一頁(向井健)。

(12) 田村耀郎「梅謙次郎博士と和解論」法セ四三五号(平成三年)七八頁。なお、梅『和解論』に関しては、田村耀郎『和解論』を讀む(前掲注11)所収)九三頁、シンポジウム「梅博士の人物と学問」(前掲注11)一八頁以下(田村耀郎)；田村耀郎「和解の「確定効」——梅『和解論』の今日における意義」島大法學三五卷四号(平成四年)三五頁。米倉明「わが民法の父・梅謙次郎博士」(前掲注11)所収)一六二頁以下参照。

(13) 野島幹郎「梅謙次郎博士・顕彰の辞」(2)「ひろば四四卷三号(平成三年)六八一七〇頁、野島幹郎「ポアソナードと梅謙次郎博士」法セ四三五号(平成三年)七八一七九頁、シンポジウム「梅博士の人物と学問」(前掲注11)一三三頁以下(野島幹郎)。

(14) 梅「法律教科書ヲ編纂スルノ急務」日本大家論集三卷六号(明治二十四年)七九頁。引用は、向井健「梅謙次郎」潮見俊隆『利谷信義編著「日本の法学者」(日本評論社・法学セミナー増刊、昭和四九年)八〇頁注(5)による。

(15) 東川徳治「博士梅謙次郎」(法政大學・有斐閣、大正六年)五二頁以下に、梅

がリヨン大学・ベルリン大学で受講した講義が列挙されている。ちなみに、リヨン大學時代に梅が民法を受講したカイユメール(Catmeur)は、富井政章(梅に先立つ明治一〇(一八七七年)年)明治一六(一八八三年)年リヨン大学に留学)の師でもあったらしい。織田萬「富井先生の懐ひ出」志林三七卷一(昭和一〇年)二九頁。

(16) 「第三の特別長所は、梅君は淡泊且つ公平なる人であったと思ふ。何でも思ふたことはずん／＼言ふ。さうして後には何も残らぬ。感情的とか、執着の念とか云ふものが少しもない。誠に公正なる人であった」(富井政章「明治四三年一月二七日法政大學主催梅博士追悼會演説」東川・前掲注15)二八頁所収。

(17) 志林四一(明治三十六年)一頁、四三頁も参照。なお、四二九一頁、四二九三九頁も参照。

(18) 「雜報」韓國刑法草案とポアソナード博士の評論」法協二三卷一〇号(明治三八年)一四七〇頁(篠崎)。

(19) 山口俊夫「概説フランス法」(東京大學出版會、昭和三年)一〇六一一〇八頁。

(20) 山口・前掲注19)一〇八頁。なお、「海外記事」ポードリー、ラカンチヌリ一氏」法協一〇卷九号(明治三五年)八二九頁、「雜報」ターレル氏の新著述」法協二六卷一〇号(明治四一年)二七三頁(後掲注25)参照)の記事からも窺われるように、ポードリー・ラカンチヌリは、当時のわが国においても定評ある著作であつたら

し。

(21) 《Monthly bulletin》のなかに認められるのも、マルカデ(Marcadé)＝ボン

(Pont)、ムルロン(Mourlon)程度である。なお、ムルロンは、明治二〇年代前半のわが国において、その訳書(谷井元次郎他訳「仏国民法覆載」(司法省蔵版、明治一四一六年)一二冊)がしばしば参照・利用されたという。小山松吉「富井先生を追想して」志林三七卷一(昭和一〇年)「富井政章先生追悼号」(昭和一〇年)二〇頁参照。

(22) 梅「法律の解釈」(2・1)五六一五七頁、五八頁。ちなみに、富井政章に関しても、杉山直治郎の述懐に「先生はジュエニ一の解釈方法論を同書発刊の翌年(一九〇〇(明治三三)年)に私に賜った」とあり(杉山「恩師富井先生」日仏會館「富井男爵追悼集」(法政大學、大正七年)一二二頁)、穂積陳重にあっては、明治三十七年三月二日「仏蘭西民法百年紀念式」での講演「仏蘭西民法ノ將來」において、ジュエニ一・同書を引用する(法協二三卷一〇号(明治三八年)一五頁、一七頁以下。なお、右講演で、穂積は、デュギー(Ducury)の著作をも引用している)。さらに付言すれば、富井がサレイユの比較法学の影響を受けていることは知られているが、穂積・上記講演にもサレイユの比較法学への言及が認められる(二八頁以下)。サレイユに関して、さしあたり「雜報」パリ大學教授サレイユ氏の債權論」法協二〇卷五号(明治三五年)四六一頁参照。

(23) Guy ANTOINETT, «La faculté de droit de paris a l'époque ou BOISSONADE y faisait ses études», dans BOISSONADE y reception du droit Français au Japon, Paris, 1991, p. 31. 大久保泰甫「日本近代法の父ポワソナード」(岩波新書、第三刷、平成一〇年)一九頁。なお、六位合格

のブロンデル(Bronder)は、梅がリヨン大學時代にローマ法律史を受講した人物と同一人であろうか。ご教示いただければ幸いです。

(24) ANTOINETT, op. cit. p. 32. 大久保・前掲注(23)二〇頁。

(25) 梅謙次郎「雜報」仏國商法大家「ターレル」氏」法学協會雜誌二卷三号(明治三七年)二四五頁。同論文に関しては、岡「江戸・前掲注3)一六三頁注(14)参照。また、ターレル(4・14)」に関しては、法協二六卷一〇号(明治四一年)二七三頁(「雜報」ターレル氏の新著述」(前掲注20))参照。なお、ターレルは、富井政章の博士論文の審査委員の一人でもあった。アンドレ・リロンデル(杉山直治郎訳「富井男爵敬悼の辞」富井男爵追悼集」(前掲注22)一頁。

(26) 梅「法律の解釈」(2・1)五八頁。

(27) 「法律の比較研究は二十年來盛に仏國に行はれぬめに仏國法学の進歩を促したるは争ふべからざる事実なり而して「リヨン、カン」氏は其率先の一人にして殊に商法は氏の専門科目なるが故に其講義の有益にして面白きは想像するに余りあり」。梅「海外記事」仏京巴黎法科大学新科目設置」法協一〇卷一〇号(明治三五年)九〇八頁。

(28) 東川・前掲注15)五五一五六頁。なお、エックに関して、「(雜報)エック氏民法講義」法協一七卷九号(明治三二年)六七九頁参照。

(29) 穂積陳重は、梅に先立つ一〇年あまり前(一八八〇(明治一三)年)一八八一(明治一四)年)ベルリン大學で学んでい

る。

るが、『デルンブルヒ獨逸新民法論・上巻』(後掲注(31))の序文における穂積自身の言によれば、彼はデルンブルクの私法講義も受講したという(二〇頁)。さらに、明治四〇年一〇月五日のデルンブルク死去の際、『法学協会雑誌』は、『雑報』デルンブルヒ教授の逝去」を掲載し(法協二六巻一〇号(明治四一年)一九頁)、デルンブルクの薫陶を受けた阪本三郎は、エミール・ゼッケル「嗚呼」ハインリヒ、デルンブルヒ』法協二六巻五号(明治四一年)二四二頁、六号三一〇頁を訳出している。なお、その後、デルンブルクの旧蔵書のすべて(七〇〇余巻)は、東京帝国大学が購入し、『デルンブルヒ文庫』として配置されたが、関東大震災により焼失した。『雑報』デルンブルヒ文庫の購入』法協二六巻六号(明治四一年)一五七頁、東京大学百年史(部局史・一)『(前掲注(一))一二五頁。

(30) 『東京大学百年史(部局史・一)』(前掲注(一))八二頁。また、『雑録』デルンブルヒ氏の独乙民法論(後掲注(31))五三三頁には、「現に東京帝国大学法科大学独逸法律科に於て独乙民法を講ずるはパンデクテンの部分に限り而もデ氏のパンデクテンは其最も屢引用せらる参考書の一たり」とある。

(31) 【4・独5】につき、ハインリヒ、デルンブルヒ著・副島義一・中村進年・山口弘一合訳『獨逸民法論(附獨逸民法正文)』第一巻・総則(東京専門学校出版部蔵版、明治三二年)、瀬田忠三郎・山口弘一合訳『第二巻物権』瀬田忠三郎・古川五郎・山口弘一合訳『第三巻債権』瀬田忠三郎・山口弘一合訳『第四巻親族・相続』。なお、同書『第一巻』には、鳩山和夫、穂積陳重、富井政章、戸水寛人、岡村輝彦、レンホルム(Lenholtz)の序文がある。同書の紹介記事として、『雑録』デルンブルヒ氏の独乙民法論』法協一七巻五号(明治三二年)五三三頁。他方、【4・独6】に関しては、阪本三郎・池田龍一・津軽英麿共訳『デルンブルヒ獨逸新民法論・上巻』(早稲田大学出版部蔵版、明治四四年)、同『下巻』。同書『上巻』には、梅・富井・穂積の三人の序文がある。

(32) ウイルヘルム、エンデマン著・堀内秀太郎・中村健一郎・古川五郎合訳『獨逸商法論(附獨逸商法正文)』上巻(東京専門学校出版部蔵版、明治三三年)、同『下巻』。なお、『上巻』には、梅の他に、鳩山和夫が序文を寄せている。

(33) 東京・前掲注(15)五五—五六頁。

(34) 『アルレル・コーラー』とさえ呼ばれた(後掲④一四—四四頁)彼の業績は、「すべての法領域にわたるほか、さらに歴史・哲学・美学の論文、詩、歌曲その他にわたって二一四四点」に及ぶという(「コーラー」クラインハイヤー・シユレーター(小林孝輔監訳)『ドイツ法学者辞典』(学陽書房、昭和五八年)一五八頁(猪股弘貴訳))。さらに、①『雑報』コーラー氏の書翰』法協二三巻三三〇号(明治三八年)四四六頁、②『雑報』コーラー博士の雑誌発刊計画と日本法学者』法協二三巻一〇号(明治三八年)一六三—三頁、③牧野英一「故ヨゼフ・コーラー教授二就テ」法協三八巻一〇号(大正九年)一三〇—五頁も参照。なお、コーラーの旧蔵書も、日本人篤志家により購入のうえ、「コーラー文庫」として東京帝国大学に寄贈された。その数

一万二〇〇冊とされるが、現存するか否かは未調査である。④『雑報』織田昇次郎氏寄贈コーラー博士文庫』法協三八巻一〇号(大正九年)一四—五頁。

(35) 穂積重行『明治一法学者の出發—穂積陳重をめぐって』(岩波書店、昭和六三年)二二—五頁以下によれば、穂積は、ベルリン大学留学時代、かのグナイスト(Graier)のほか、梅と同様、ブルンナーやダンパツハの講義を受けたとされる(ただし、講義内容は異なる。また、同書には、穂積自身が受講したと語る(前掲注(29))デルンブルクの名は認められない。なお、『法律進化論(第一冊・原形論・前編)』(穂積要学財団出版・岩波書店、大正一三年)の「自序」において、穂積は、「本論の立案に付ては、先師『ジエームス・ブライス』先生、『ハインリヒ、ブルンネル』先生……を始めとし、直接、間接に先輩並に学友諸氏の教を受け、援助を蒙ったことが少なくない」と述べる(五一—六頁)。

(36) 岡孝『明治民法と梅謙次郎』志林八巻四号(平成三年)一六頁、岡孝『梅謙次郎の生涯』(前掲注(11)所収)八八頁。

(37) 『ブルンチュリ』(前掲注(34)所収)三四頁(長尾龍一訳)。

(38) なお、右『我新民法ト外国ノ民法』論文は、我が現行民法が「主トシテ参照セシ……仏、澳、蘭、伊、葡、瑞、五、西、白、独、英、米、十二国ノ法律……ト我新民法トノ異同ヲ論じたるものである(六七—一頁)」。さらに、同論文で引用される、モンテネグロ民法の起草者ボギジック(Bogisic)【5・12】に関しては、『雑録』モンテネグロ民法々典編纂の来歴』法協一二巻三三〇号(明治三五年)三〇二頁、四

号三九一頁、五号四五—四頁参照(同記事によれば、ボギジックは、モンテネグロ民法編纂の際、ボワソナードの旧民法編纂作業を参照したらしい。四号三九二頁)。また、ベルギー民法起草者ローラン(Laurent)【5・13】【5・15】に関しては、『Monthly bulletin』中『Laurent (F.), Avant-projet de révision du code civil, Bruxelles, 1882-1885, 7 vol.』が認められる。

(39) 平野義太郎『鶴沢聡明』布施辰治・中村哲・磯野誠一「座談会」明治中期における人権擁護と在野法曹』志林四九巻一〇号「梅謙次郎博士記念特集号」(昭和二六年)一〇六頁(鶴沢)。なお、この時、梅は「法律哲学をやるにはヘーゲルの歴史哲学をよく読まなければならない」と語った、とのエピソードも非常に興味深い。梅とヘーゲルに関しては、さらに【2・10】参照。

(40) 穂積陳重『法律進化論(第一冊)』(前掲注(35))一七五頁。なお、松尾敬一「穂積陳重』日本の法学者』(前掲注(14))六六頁参照。

(41) 『雑報』ルイ、ブリデル教師の逝去』法協三一巻四号(大正二年)六九五頁参照。  
(しちのへ・かつひ) 慶応義塾大学助教授)